# ■修正前■

### 【主要施策】6. 在宅生活を支える支援

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、様々な局面において、 医療・介護関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供する体制構築を目指 します。また、高齢者が安心して在宅生活が送れるよう福祉サービスの提供に努めるとともに、サー ビスを必要とする方が利用できるよう普及・促進にむけた情報提供を関係機関とともに取り組みます。 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるために必要な住まいや移動支援などの環境整 備に係る課題について、関係部局と連携して検討を図りながら進めます。

#### - 【具体的な施策】

- ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進
- ② 在宅生活を支える福祉サービスの提供
- ③ 髙齢者にやさしい住環境づくり(除雪、移動支援、地域見守りネットワーク)
- ④ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

## 目標値

No.		目標値	基準値(2023/R5)	2024/R6 (中間)	2024/R6(実績)
6	1	研修等の実施:年6回	18	5	14
	2	おひとり暮らし等安心登録サービス利用 者:累計90名 【新規】	42	50	65

**自己評価** 3.25 普通~ まあ良い (①3 ②4 ③3 ④3)

### 取組状況と課題への対応等

・ 在宅医療と介護連携に関わる相談支援~普及啓発として包括の周知を各関係機関に行っています。地域ケア会議において引き続き実務レベルで顔の見える連携強化を進めていきます。

令和6年度においても医療職が参加する地域ケア会議、地域ケア会議個別ケース検討会、自立支援型地域ケア会議をそれぞれ実施しています。

今年度は、認知症に関することや救急要請時の対応についての研修を行いました。 【具体的な施策①関係 個別自己評価3】

・ 高齢者の在宅生活を支える事業(寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス、寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス、寝たきり高齢者等理容サービス、寝たきり高齢者等外出支援サービス、配食サービス、見つけて君サービス、緊急通報サービス)を実施しています。

在宅サービスを定期的に見直し、より効果的なサービスとなるよう努めます。引き続き、介護認定時のパンフレット配布により、ケアマネジャーや利用者への周知のほか、保健福祉ガイドブックや広報等で周知を図ります。

緊急通報システムについては、おひとり暮らし等安心登録サービス事業の広報周知と合わせて、安否確認事業として周知を行いました。

### 【具体的な施策②関係 個別自己評価4】

### 高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認

・ 元気なうちに緊急時の連絡先を確保し安心して在宅生活や終活を行えるように する「おひとり暮らし等安心登録サービス事業(令和3年10月より実施)」につい ての周知は町内回覧、広報誌や折り込みなど多様に行っています。

事業開始から3年となり、一定の周知は行うことができましたが、今後は潜在的な対象者(今後、65歳以上の単身高齢者となる方、いずれ単身となる高齢の夫婦等)への周知を図っていきます。

また、令和6年度は、後見制度相談会開催の機会におひとり暮らし等安心登録サービス事業登録説明会を同時に行い、参加者へ事業の周知をしました。

### 【具体的な施策②関係 個別自己評価4】

- ・ 寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービスは令和3年度より市町村特別給付で実施しています。引き続き、サービスを必要とする人に適切なサービスが行われるよう、高齢者向けサービス全般的について定期的に検証できるよう取り組みます。 【具体的な施策②関係 個別自己評価4】
- 間口等の除雪サービスは年々利用者が増加しており、申込者の増及び除雪人員不足により、サービス提供が難しい状況でした。令和5年度に制度の見直しを行い、要支援1以上の介護認定を受けている方または除雪が困難であると認めた方をサービス提供の対象とし、令和6年度も大きなトラブルはなく、真に除雪が必要な方にサービスが行き届いていると認識しています。今後も受付け期間を長めに設けることや、早めに民生委員に周知するなどし、申請が遅れないよう、丁寧な対応を行っています。【具体的な施策③関係 個別自己評価3】
  - ・ 外出支援の一端を担っている、福祉利用割引券については、令和7年度において金額の増額や、1種類の券でタクシーも利用できるよう、必要な見直しの検討を行っています。【具体的な施策③関係 個別自己評価3】
  - ・ 地域見守りネットワークの参加団体数は増加していませんが、引き続き、協定 締結団体の増加を図ります。【具体的な施策③関係 個別自己評価3】
  - ・ 地域包括ケア課、包括支援センター、介護事業所で事例があった場合、消費者 センターに即時報告できる流れは7期中に構築されており、連携は取れています。 引き続き、消費者被害と思われるケース(相談)について、地域包括支援セン ター及び消費者センターとの情報共有を行っていきます。

【具体的な施策④関係 個別自己評価3】